

平成26年度安城市市民活動補助金対象事業の募集について

1 概要

安城市は、市民協働のまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながるような、幅広い分野の市民活動を支援するため、安城市市民協働推進基金を原資とした「市民活動補助金」対象事業を公募します。

2 対象団体

安城市民活動センター登録団体

※現在未登録であっても、申込期間中に登録完了すれば対象となります。なお、登録には条件及び所定の審査がありますので、1月24日（金）までに安城市民活動センター（安城市民交流センター内）に申請してください。

3 補助条件

補助金の交付は、1申請団体につき1年度1事業までとします。

なお、平成26年度において、類似する補助金等の交付を受ける事業は除きます。

4 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、下記の区分に該当し、安城市内において申請団体が主体的に実施し公益性を有する事業で、平成27年3月末までに完了する事業。

- (1) 市民提案型事業 申請団体が自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進又は様々な課題の解決に資する事業
- (2) 行政提示型事業 申請団体が、市が設定したテーマ又は事業に対し企画提案し、市と協働で実施する事業
今回は、「環境教育・学習推進事業」「多文化共生推進事業」の2事業を設定事業とします。

「環境教育・学習推進事業」（環境首都推進課と協働で実施）

- 1 平成27年度以降策定予定の「安城市環境基本計画（仮）」立案に向け、その内容を検討する市民・NPO・企業・行政機関などで構成するネットワーク会議の設置・運営（主催は安城市）。
 - ・会議に参加するメンバーは10～15名とし、申請団体が選定のうえ、安城市が任命します。
 - ・平成26年度中に2～3回開催すること。
 - ・平成27年度以降も継続する予定です。
- 2 「環境教育・学習」の実践の場として、「東海エコフェスタ」における「市民環境展」の開催・運営。
 - ・開催日：平成26年11月1日（土）2日（日）（予定）
 - ・会場：デンパーク（鉄砲山・フローラルプレイス前）
 - ・テーマ：「ESD（持続可能な開発のための教育）」「環境にやさしい暮らし」
 - ・条件：開催に当たり、申請者単独ではなくNPO・企業・行政機関などと協働で展示を行うこと。
 - ・その他：テント・椅子・机などの会場資材は市で負担します（上限あり）。

「多文化共生推進事業」(市民協働課と協働で実施)

平成25年度中に策定される「安城市多文化共生プラン」に基づき、活力ある多文化共生のまちづくりを目指すため、以下の4つのキーワードのいずれかに関連する事業の実施。

- 1 「交わる・関わる」: 外国人住民と日本人住民が、気軽にあいさつでき、普段着でつきあえるまちづくり
- 2 「伝え合う・支え合う」: 外国人住民が必要な情報を受発信でき、相談できる環境、生活に関する支援ができるまちづくり
- 3 「学び合う・認め合う」: 互いの文化や習慣などについて学び合い、互いを認め合えるまちづくり
- 4 「活躍する・役割を担う」: 外国人住民も地域の一員として活躍できる環境を整え、みんなで多文化共生社会作りを進めるまちづくり

・平成27年2月末までに講座又はイベントを2回以上開催すること。ただし、日本語教室(大人向け・子ども向けいずれも)は対象外とします。

・安城市在住の外国人及び日本人を対象とすること。ただし、日本人のみを対象とする講座又はイベントは、1回以内までとします。

※「安城市多文化共生プラン」は、平成26年1月17日までパブリックコメントにより意見募集中です。

5 補助対象経費

- (1) 報酬費(講師・専門家への謝礼)、旅費(宿泊費・交通費)、需要費(消耗品費・印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、保険料、翻訳料等)、使用料及び賃借料(会場使用料、機械器具の借上料等)、備品購入費(購入価格がおおむね3万円を超え、耐用年数が2年以上の備品の購入費 ※補助対象事業に不可欠とされるものに限る。)
- (2) 無償労力提供額 無償で労力を提供したボランティアスタッフの延べ提供時間数に、1時間あたり500円を掛けた金額を補助対象経費に加算できるものとします。ただし、その額は(1)の経費の3分の1以内とします。

「無償労力提供額」について

＝ボランティアスタッフ全員の延べ労力提供時間×500円(1時間あたり)

- * スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、本人に支給することはできません。
- * 申請団体から給与等が支払われている事務局員の労力は、提供額に加えることはできません。
- * 労力の見積りに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- * ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。
- * 実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが署名した従事確認書を提出してください。

6 補助金の額

- (1) 市民提案型事業 補助対象経費の2分の1以内、上限15万円
- (2) 行政提示型事業 補助対象経費の4分の3以内、上限22.5万円

※算定した額に千円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てます。

7 申込期間

平成26年1月6日(月)～2月7日(金)

8 応募方法

(1) 提出書類

- ・申請書 ・実施計画書 ・収支予算書 ・市民活動センター登録団体証の写し

※申請書一式は、市公式ウェブサイト及び市民協働課・市民交流センターで配布

(2) 提出方法 ※直接持参または郵送で受け付けます。

- ・直接持参の場合 安城市役所市民協働課（本庁舎3階）

（午前8時30分から午後5時15分まで（（土）（日）（祝）を除く））

- ・郵送の場合 〒446-8501 安城市桜町18番23号 市民協働課宛（最終日必着）

9 補助金交付までの流れ

①事業の申請（補助金交付申請）

平成26年1月6日～2月7日

条件を確認し、以下の書類を提出してください。1 申請書 2 実施計画書
3 収支予算書 4 市民活動センター登録団体証の写し



②書類審査

平成26年2月28日発送

書類による審査を行い、全申請団体に結果を送付します。



③本審査（公開プレゼンテーション）

平成26年3月15日

書類審査通過事業は、プレゼンテーションによる本審査に進みます。応募した事業について、7分間でPRをしてください。



④最終結果通知

平成26年3月下旬

審査結果をすべての本審査参加団体に送付します。



⑤補助金の交付（前払い）

申請に基づき、必要と認めた場合は、補助金の一部を交付します。



⑥事業の実施

平成26年4月～27年3月

事業を実施してください。事業内容が大きく変わる場合や事業を中止する場合は、計画変更等の手続きが必要です。



⑦わくわく交流会での発表

平成27年2月頃

わくわく交流会に参加した市民や他の市民活動団体の方に事業の実績又は経過を報告してください。



⑧事業の報告

事業終了後30日以内又は
平成27年3月末まで

事業終了後に以下の書類を提出してください。

1 実績報告書 2 収支決算書 3 補助金等交付請求書 4 支出内容の分かる領収書等のコピー



⑨補助金の交付（後払い）

実績報告に基づき、補助金を交付します。

事業の審査について

●審査方法

書類審査と本審査（公開プレゼンテーション）により、事業を選定します。本審査に参加できない場合は、審査の対象外となります。

●審査員

安城市市民協働推進会議委員

※審査員が補助金申請団体に所属する場合は、その団体の審査には加わらないものとします。

●書類審査

書類審査では、書類の要綱への適合性を審査します。

●本審査

日時：平成26年3月15日（土）午前10時00分から

場所：安城市民交流センター2階 多目的ホール

審査項目：本審査では、以下の項目について採点します（総得点25点）。

①公共性・公益性（1～5点） ②主体性・積極性（1～5点） ③実現性・計画性（1～5点）

④独創性・発展性（1～5点） ⑤啓発性・PR性（1～5点）

・補助金交付事業は、市民提案型・行政提示型事業を合わせて、審査に参加した審査員一人当たりの平均点の順により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合は、全項目で5点を取った割合が大きい団体を選定します。

・審査に参加した審査員一人当たりの平均点が15点未満の場合、予算の範囲内でも不採択とします。

市民活動補助金個別相談会のお知らせ

応募方法や書類の書き方についての個別相談会を行います。ぜひご参加ください。

●日 時 平成26年1月16日（木） 午後1時から午後8時まで（1団体あたり30分程度）

●場 所 安城市民交流センター2階 会議室

●参加申込 説明会申込書を、市民協働課へ持参、郵送、FAX、メールにてご提出いただくか、申込書の内容について電話で連絡してください。

●申込期限 平成26年1月14日（火） ※当日参加もできます。

市民協働推進基金寄附者一覧

平成25年12月13日現在

寄附者のお名前

小森 義史 様	サンクスフェスティバル来場者有志 様
福祉まつり来場者有志 様	平成24年ハンチントンビーチ市民派遣団一同 様
サンエイ株式会社	市民交流センターまつり来場者有志 様
河野 康美 様	

※お名前の非公表を希望された場合は公表しておりません。

<申込み・問い合わせ先> 安城市役所市民協働課市民協働係

〒446-8501 安城市桜町18番23号 TEL: 0566-71-2218 (直通)

FAX: 0566-76-1112 電子メール: kyodo@city.anjo.lg.jp